

新型コロナウイルス感染症対策に係る慰労金・支援金の概要

1 給付対象者・給付金額

(1) 医療従事者等への慰労金

- ・県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員
新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等 1人20万円
上記以外の場合 1人10万円
- ・その他病院、診療所、歯科診療所等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員 1人 5万円

(2) 高齢者・介護・障害等福祉業務従事者への慰労金

- ・新型コロナウイルス感染症が発生・濃厚接触者に対応した事業所に勤務し、利用者とは接する職員 1人20万円
- ・その他事業所に勤務し、利用者とは接する職員 1人 5万円

※(1)(2)共通

- ・令和2年2月21日から同年6月30日までの間に上記の事業所に10日以上勤務した者が対象
- ・職種・雇用形態に関わらず、利用者等と接する者が対象
- ・複数事業所に勤務していても、医療・高齢者・障害児者を含め1人1回のみ支給

(3) 感染症対策に必要な経費（支援金）

新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や感染症対策に係るかかり増し経費等について、医療機関・事業所毎に次の額を上限として補助するもの。

- ・病 院 (医科, 歯科) 200万円+5万円×病床数
- ・有床診療所 (医科, 歯科) 200万円
- ・無床診療所 (医科, 歯科) 100万円
- ・薬局・訪問看護ステーション・助産所 70万円
- ・特別養護老人ホーム 38千円×定員数
- ・通所介護事業所 892千円
- ・障害者施設入所支援 1,215千円
- ・就労継続支援B型 353千円 など

2 申請方法等（詳細は県HPを参照）

- (1) 医療機関・事業所等は、給付対象者及び対象経費等を取りまとめ、慰労金・支援金を申請
 - ・申請書等は、原則オンラインで宮城県国民健康保険団体連合会に申請
- (2) 国保連で受付後、県で審査を行い、交付決定。毎月末日締めで、翌月下旬支払の予定。
(例) 7月末日までに受け付けた申請については、8月下旬に支払う。
- (3) 各医療機関・事業所等において、職員へ慰労金を支給。後日、実績報告・精算を行う。

3 県ホームページ

医療・薬務関係 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryuu/iryuu-korona-houkatushien.html>

介護関係 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/corona-sien-2ji.html>

障害関係 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoufuku/corona-hokatsushien-miyagi.html>